確認印

令和８年度　もと大阪市立田島小学校（11棟・19棟）

アスベスト含有調査（事前調査）業務委託

仕　　様　　書

委託期限	令和９年３月31日

大阪市生野区役所　地域まちづくり課

アスベスト含有調査（事前調査）業務委託仕様書

１．業務名称

令和８年度　もと大阪市立田島小学校（11棟・19棟）アスベスト含有調査（事前調査）業務委託

２．対象施設

別紙１「対象施設の概要」のとおり

３．契約期間

契約日から令和９年３月31日

４．業務概要

上記対象施設について、図面による事前調査及び現地における詳細調査を行い、アスベスト分析を要する建材※について検体数を確定する。

※対象種　（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の６種類について含まれている可能性があり、定性分析が必要となる建材。

５．業務内容

（１）作業計画書の作成

事前調査に先立ち、作業手順等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

（２）事前調査

対象施設（渡り廊下及び外構部分〔塀、花壇等〕を含む）について、図面による事前調査及び現地における詳細調査を行い、アスベスト分析を要する建材について検体採取箇所と検体数を確定し、発注者と打合せの上、事前調査結果一覧を作成すること。

事前調査にあたっては、厚生労働省アスベスト分析マニュアル【2.0版】（令和４年３月厚生労働省）第１章建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法を参照のうえ実施すること。

（３）報告書（成果物）の作成

①　ファイルに綴じ1部提出

ア事前調査結果一覧

（採取必要箇所、部位、建材名、石綿含有の可能性、採取箇所数等）

イ採取必要箇所を示す位置図

ウ採取必要箇所を示す写真

エ記録事項

②　CD－Rに格納し1部提出

ア事前調査結果

イ採取必要箇所を示す位置図

ウ採取必要箇所を示す写真　（画像データ形式：200万画素以上／枚、 目次データ別途要／jpeg形式）

エ記録事項　（エクセルデータ及びPDF形式）

受注者は納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウィルスチェックを実施し、コンピューターウィルスが存在しないことを確認しなければならない。なお、ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。

電子媒体には、「業務名称」、「作成年月日」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウィルスチェックに関する情報」、を明記すること。

なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月日」を明記する。

「ウィルスチェックに関する情報」は、使用した「ウィルス対策ソフト名」、「ウィルス定義年月日」又は「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記するものとする。

６．従事者の資格等

事前調査実施者として、次のいずれかの資格を有していること

・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく、一般建築物石綿含有建材調査者講習（旧建築物石綿含有建材調査者講習）又は特定建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

・令和５年９月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

７．貸与資料

対象施設の建設時等設計図、改修履歴図（別紙２）（PDFデータ）

８．提出書類

受注者は契約締結後、発注者の指定する提出書類（別添）を作成し、速やかに発注者に提出する。

９．再委託について

（１）業務委託契約書（成果型）第16条第１項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①　委託業務における総合的企画、 業務遂行管理、 業務の手法の決定及び技術的判断等

②　対象施設の事前調査

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果型）第16条第２項及び第16条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

１０．　特記事項

（１）受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

（２）業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努める。）

（３）業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。

（４）本業務の履行に必要な直接物品等は受注者で準備すること。

（５）施設周辺は常時駐車できないため、車両を使用する場合は近隣の有料駐車場等を使用すること。なお、駐車にかかる費用は、受注者が負担すること。

（６）調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。

（７）本業務の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

（８）本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。その他、定めのない事項については、その都度、受注者と発注者で協議するものとする。

（９）受注者は、応札にあたっては本仕様書を十分検討し、本仕様書に疑義がある場合には、指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付経過後の疑義については、受付しない。なお、契約締結後における仕様書上の疑義については本市の解釈によるものとする。

(10) 現地調査時期については、事前に発注者と連絡調整を行い、原則土・日・祝日を除いた平日の午前９時から午後５時までの間に完了すること。ただし、業務上やむを得ないと発注者が認めたときはこの限りではない。

別　紙　1

対象施設の概要

（１）　名称　　もと大阪市立田島小学校

（２）　所在地　　大阪市生野区田島３－７－38（住居表示）

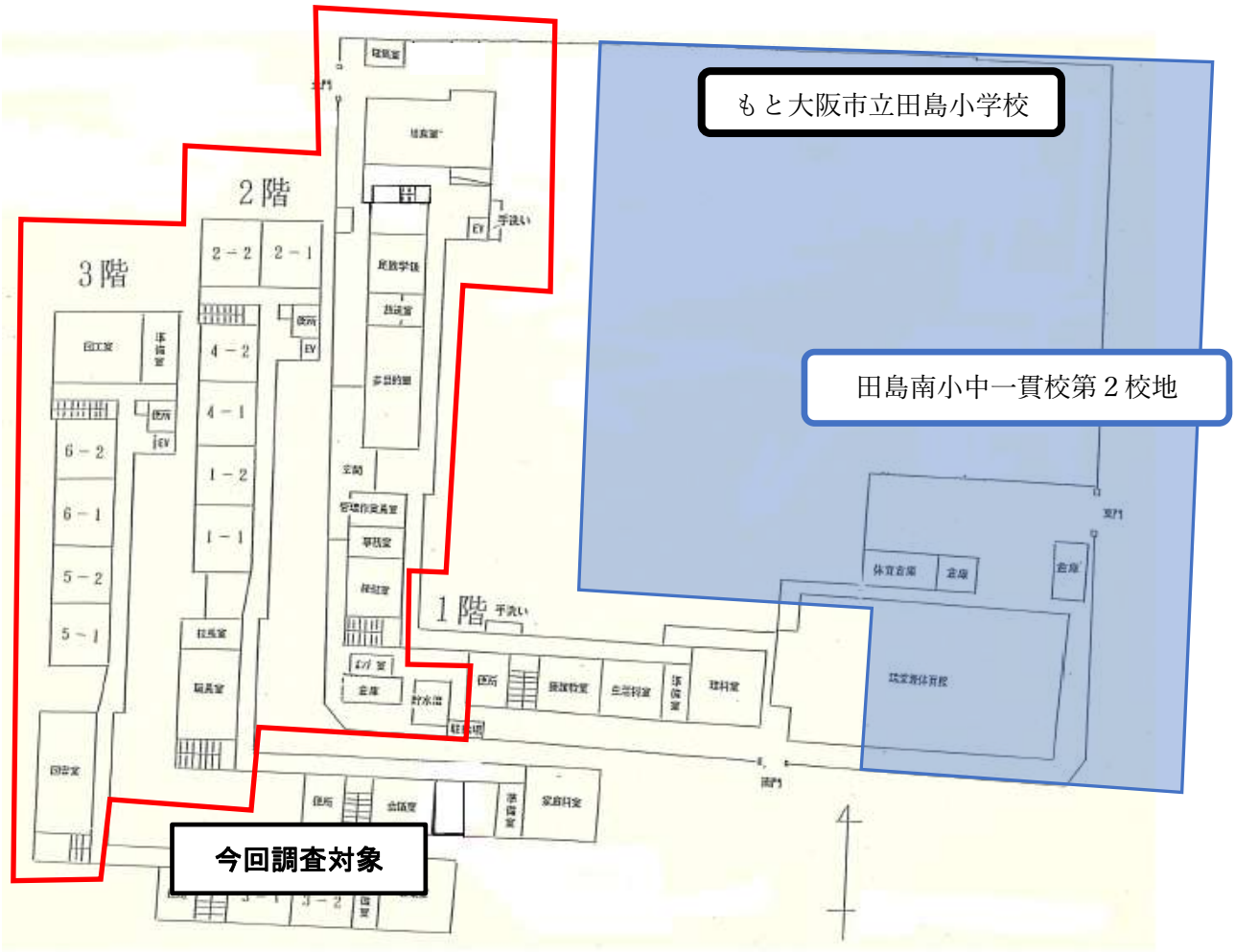
（３）　対象施設

棟番号	名称・用途	構造	建築面積	延床面積
１１	管理室棟	鉄骨その他造	258 ㎡	713 ㎡
１２	倉庫	鉄骨その他造	39 ㎡	39 ㎡
１９－１	特別・普通教室棟	鉄筋コンクリート造	265 ㎡	597 ㎡
１９－２	特別・普通教室棟	鉄筋コンクリート造	513 ㎡	1,496 ㎡

（配置状況）



（参考：教室配置図）



生野区　(15113) もと田島小学校（廃校）

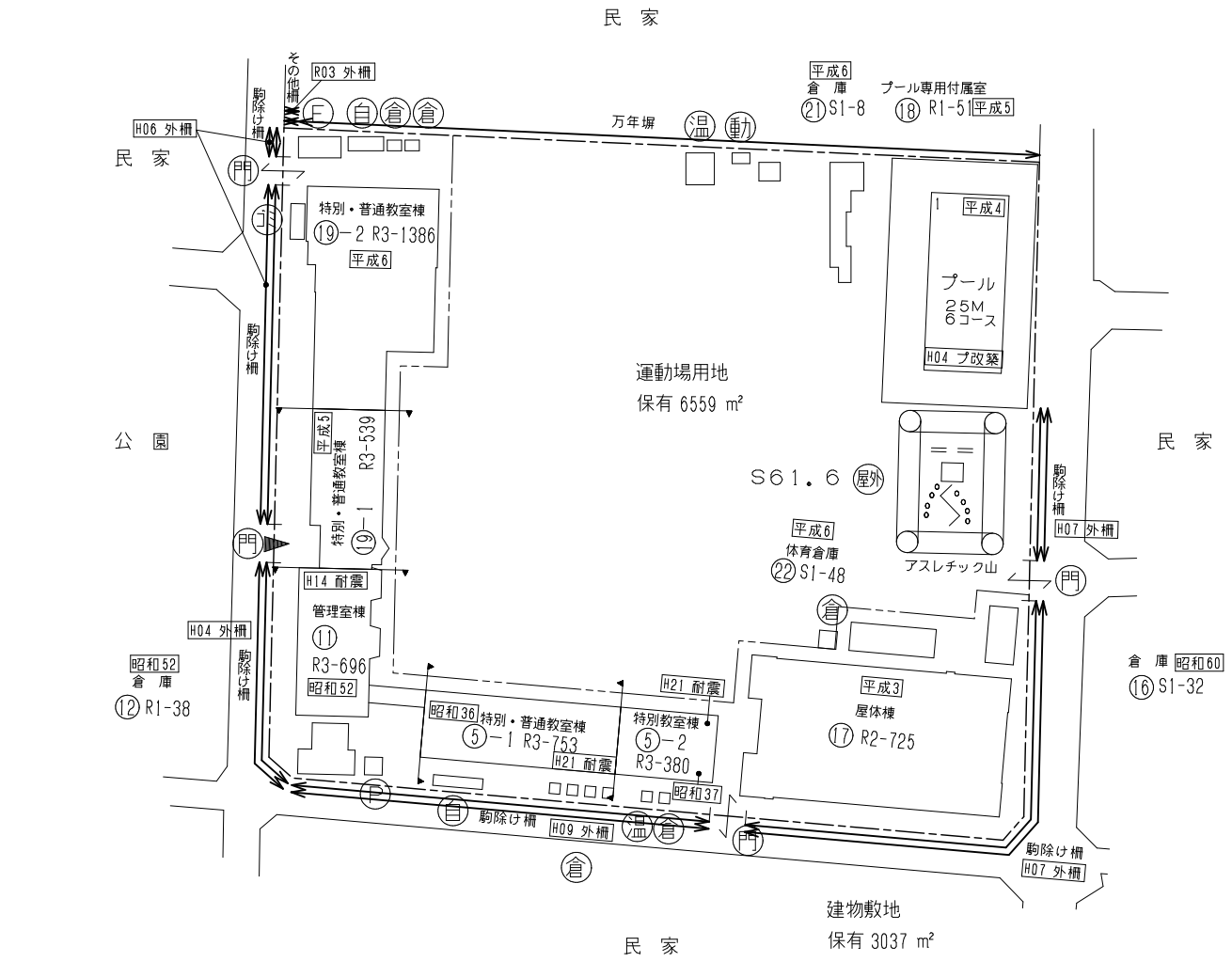
凡　例

建　物

- 未とり 未とりこわし建物
- 危 危険建物（非木）
- 危 危険建物（木造）
- 借 借 用 建 物
- 一時 一時使用建物
- 他 当該学校以外の建物

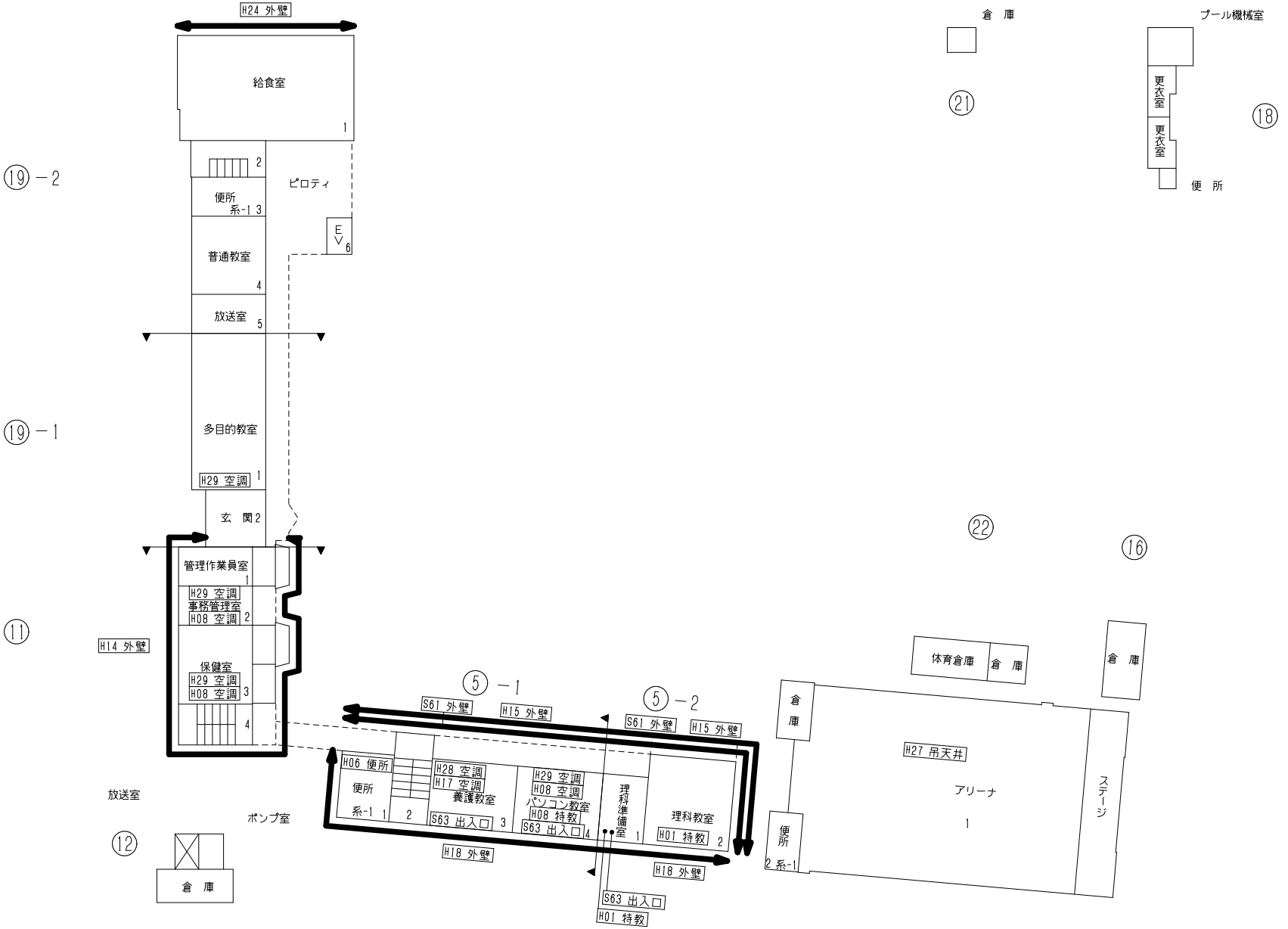
建物以外の工作物等

- 自 自転車置場
- 倉 倉　庫
- 吹 吹抜け渡廊下
- 温 温　室
- 動 動物小屋
- 簡 簡易な小規模構造物
- 門 正門・通用門
- ゴミ ゴミ小屋
- Ⓟ 独立受水槽ポンプ室
- Ⓔ 電気機械室

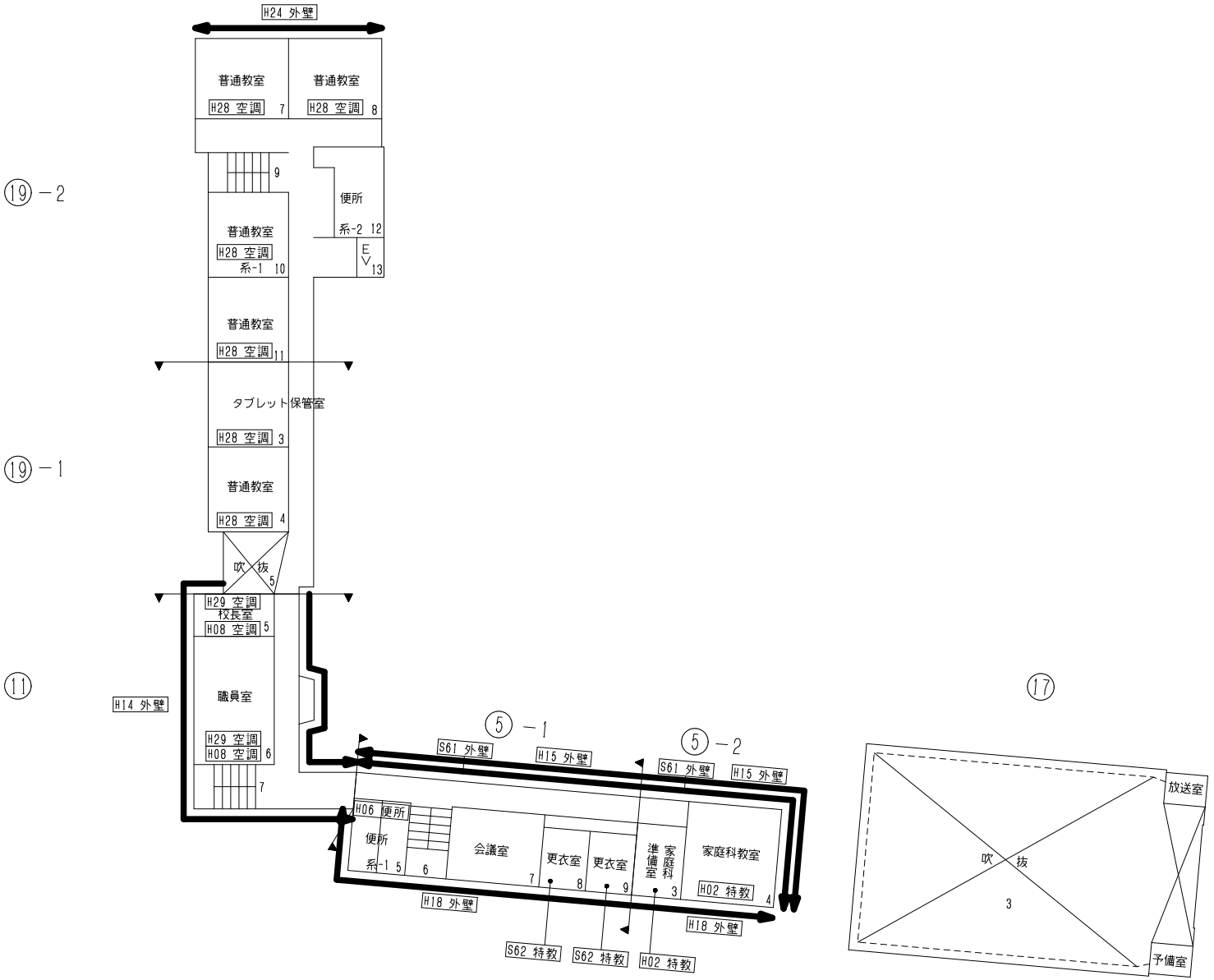


H18 ガス

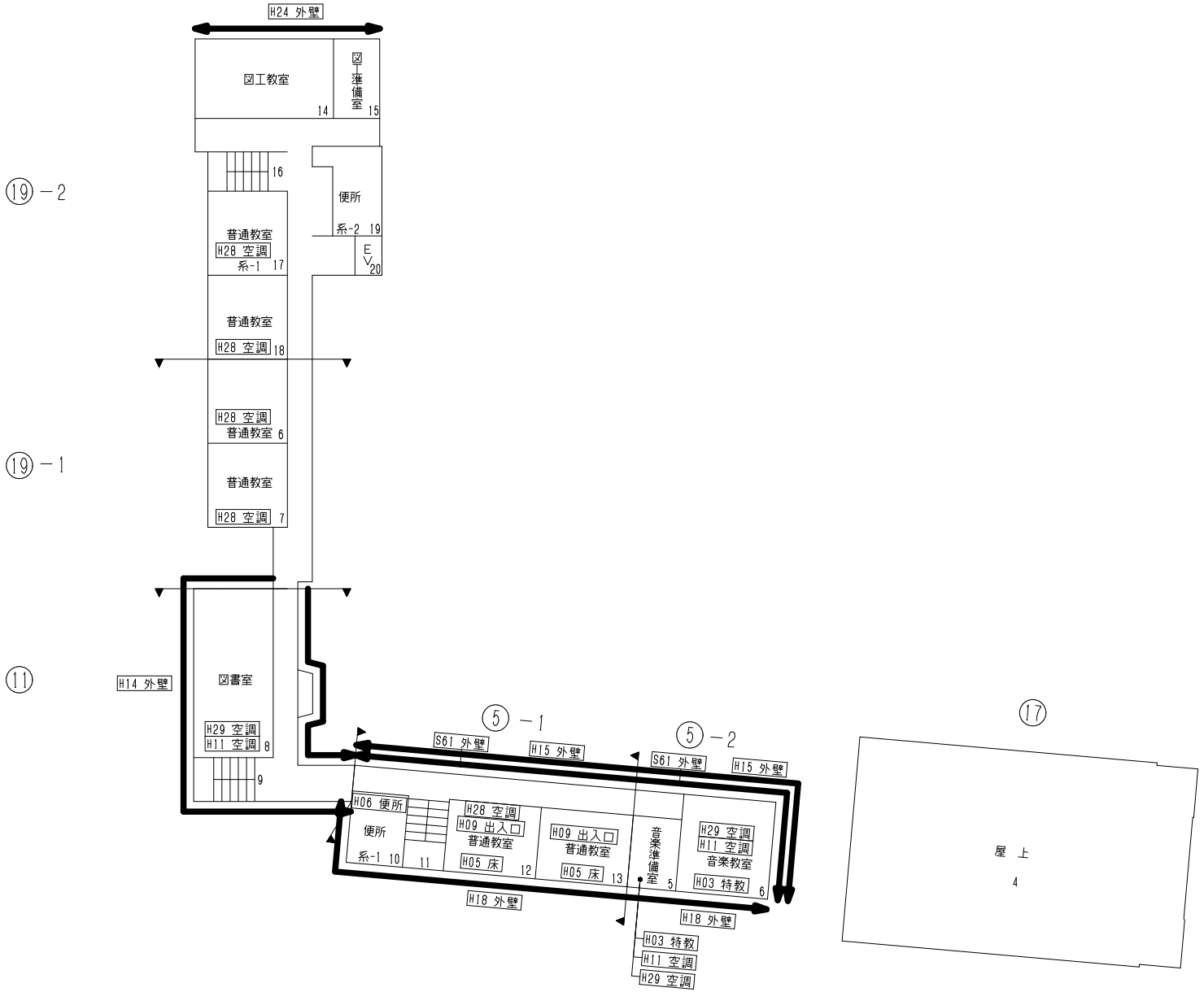
生野区　(15113) もと田島小学校（廃校）



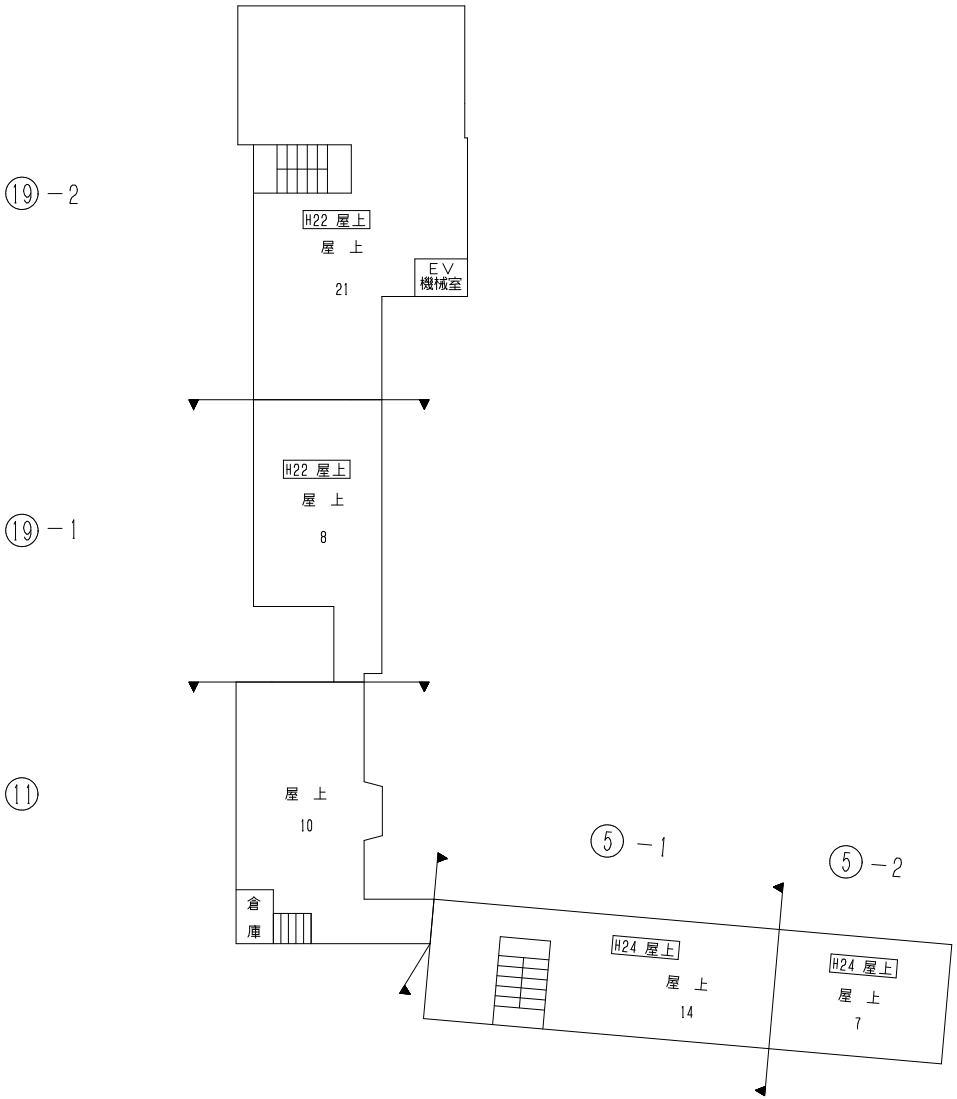
1 階 平 面 図


H24 外壁
普通教室
H28 空調 7
普通教室
H28 空調 8
9
⑲－2
便所
系-2 12
普通教室
H28 空調
系-1 10
E
V
13
普通教室
H28 空調 11
タブレット保管室
H28 空調 3
⑲－1
普通教室
H28 空調 4
吹
抜
5
H29 空調
校長室
H08 空調 5
⑪
職員室
H29 空調
H08 空調 6
7
H14 外壁
⑤－1
S61 外壁
H15 外壁
⑤－2
S61 外壁
H15 外壁
H06 便所
便所
系-1 5
6
会議室
7
更衣室
8
更衣室
9
準備室
家庭科
3
家庭科教室
H02 特教
4
H18 外壁
H18 外壁
S62 特教
S62 特教
H02 特教
⑰
吹
抜
3
放送室
予備室

2 階 平 面 図


H24 外壁
図工教室
14
図工準備室
15
16
便所
系-2
19
普通教室
H28 空調
系-1
17
E
V
20
普通教室
H28 空調
18
H28 空調
普通教室
6
普通教室
H28 空調
7
⑲－2
⑲－1
⑪
H14 外壁
図書室
H29 空調
H11 空調
8
9
⑤－1
S61 外壁
H15 外壁
⑤－2
S61 外壁
H15 外壁
H06 便所
便所
系-1
10
11
H28 空調
H09 出入口
普通教室
H05 床
12
H09 出入口
普通教室
H05 床
13
音楽準備室
5
H29 空調
H11 空調
音楽教室
H03 特教
6
H18 外壁
H18 外壁
H03 特教
H11 空調
H29 空調
⑰
屋上
4

3 階 平 面 図


⑲－2
H22 屋上
屋　上
21
EV
機械室
H22 屋上
屋　上
8
⑲－1
⑪
屋　上
10
⑤－1
⑤－2
倉
庫
H24 屋上
屋　上
14
H24 屋上
屋　上
7

屋階平面図

業務委託提出書類について

〇次の提出書類を定められた時期に必要な部数を担当者に提出すること。

名称	様式	時期	部数	備考	チェック
業務着手届	（様式1）	契約後速やかに	１部		
作業計画書	（様式２）	契約後速やかに	1部	作業計画書、業務工程表、業務担当者届にある全有資格者の免許の写しを提出	
業務担当者届	（様式３）	契約後速やかに	1部		
業務完了届	（様式４）	業務完了後	1部		

（様式１）

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

業務着手届

令和　　年　　月　　日

大阪市長　　様

受託者　住　　所
社　　名
代表者名又は氏名

下記のとおりお届けします。

記

業務委託名称

着手　　令和　　年　　月　　日
契約　　令和　　年　　月　　日
期限　　令和　　年　　月　　日

（様式２）

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

令和　　年　　月　　日

（あて先）
大阪市長　　様

受託者　住　　所
社　　名
代表者名又は氏名

作業計画書

次の委託業務について、下記のとおり作業計画書を提出します。

委託業務名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

作業計画書

・業務工程表、作業手順等（様式任意）

※　作業計画の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に作業計画書を提出すること

（様式３）

業務担当者届

業務担当者

氏名	担当業務	資格	備考

（様式４）

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

業務完了届

令和　　年　　月　　日

大阪市長　様

受託者　住　　所
社　　名
代表者名又は氏名

下記のとおりお届けします。

記

業務委託名称

完了　　令和　　年　　月　　日
契約　　令和　　年　　月　　日
期限　　令和　　年　　月　　日

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。